

Japan, as a no “nation” state uncovered by a precipitate of the science council of Japan -Why has the constitutionalism and the concept of nation-state been missing in Japan?

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: OTOMO, Nobuhide メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00061467

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



日本学術会議問題が暴いた「国民」の欠缺(1)

— 立憲主義と国民国家概念が定着しない理由 —

Japan, as a “nation” state uncovered by a precipitate of the science council of Japan
-Why has the constitutionalism and the concept of nation-state been missing in Japan?

大友 信 秀

1. 本稿の目的

本稿は、日本学術会議の任命拒否問題（以下、学術会議問題という。）を素材に、「学者」¹の役割を再考し、これを明確にする。そして、この検討を通じて、「学者」がいかに、国民ないしは国民国家を無視して、市民という言葉を本来の市民革命の歴史的経緯から切り離して使用し、国民を惑わしているのかという点も明らかにする。これらの検討により、我が国に必要なのは、国民国家の成立経緯、国民国家と国民の役割の理解であることを示すことを目的とする。

「学者」は、ときに、有識者、ときに、先生等と呼ばれ、一般人とは異なる扱い・評価を受けるが、その本分とは何か、何について評価されるべきか、という点について、明確にされないまま、使う側と使われる側に都合よく放置されてきた。

学術会議問題を契機に、「学者」の集団が政府を超える存在であり、学問の自由という憲法価値と直結し、その発言が絶対的に正しいかのように露出

1 本稿では、「学者」と学者を使い分ける。前者の「学者」は、一般的に学者と呼ばれているものすべてを含み、一般人に学問をしているらしいと思われている者（ただし、マスコミ等でそのように表示されていない、クイズ王や高学歴芸人等は含まない。）を指し、後者の学者は、マスコミ等でのコメンテーター業を主たる業務としている者ではなく、学問をすることを本分としている者を指す。

の高いテレビや新聞等の既存マスコミの多くでは扱われているが、果たしてそうなのか。

学者というものの真の役割を知ること、その活動が本分的なものか、それとは全く関係ない私的なものであるかの区別がつくようになり、「学者」という言葉に惑わされないようになる。日本の学者には、多くの税金が使われていることから、国民が学者を正しく理解し、使いこなすためにも、本問題は検討・解決を避けて通れないものである。

これにより、戦後70年以上も続く、国民国家を無視した憲法論や国家観がどれほど非論理的で、我が国に害をなしてきたかも明らかにする。

2. 学者とは何か

(1) 研究者との違い

学者と類似する言葉として、研究者というものがある。学者も研究者ではあるが、研究者が必ずしも学者であるとは限らない。その違いは、前者が学問・研究を業としているのに対して、後者はそうでない、たとえば、大学院生を含む概念であるところにある。また、企業で研究開発を担当している者も研究者と呼ばれるが、通常、学者とは呼ばれない。

このような違いから、学者とは研究を業としているが、企業の研究者のように誰かから研究内容を指示されているわけではなく、自らが研究内容を決めてこれを遂行している者と捉えることができるだろう。

それでは、この業とするということ、自らが研究内容を決定するということがそれ以外の研究者とは異なる、何らかの特殊な義務や権利を与えるのであろうか。以下、考察のため、学者の活動を概観する。

(2) 学者の活動

①研究

学者は、以下に述べる、学生への教育・教授という業務も担うが、その前

提としても不可欠となる、自身の学問的知識を確保するために、日々研究をすることを本分としている。

研究のためには、まず、自身が研究する領域の最先端の知識を理解するために、これに必要とされる基礎的知識を修得しなければならない。そして、この基本的知識には、現在の最先端の情報の多くが英語によって発信されることから、最低限、英語の能力というものも含まれることは言うまでもない²。

その上で、日々の研究を行うことになるが、ここでいう研究とはどのような活動であろうか。研究の初期段階では、すでに研究された他の研究者の業績を比較したり、批判したりして、自身の研究成果らしいものを提示することがある。しかしながら、学者が研究を業務として行う者として、多くの税金を投入されていることからすれば³、単なる学界意見の整理業では、これを正当化するには不十分であろう（仮に、そのような活動を許される者が必要だとしても、数人で十分ということになる。）。

平成15年の国立大学法人法の制定・施行に連動して、国立大学の予算は削減され、特別な研究計画に対して与えられるいわゆる競争的資金ではない、日常的研究費は大幅に減少した。このような変化は、大学経営にも大きく影響し、大学の安定的経営のために、競争的資金で得られる管理経費や、競争的資金の獲得実績で評価される文科省からの競争的補助金のため、特別な研究計画に基づく研究遂行が研究者の本分とされた。

このような変化には、良い面と悪い面がある。良い面は、大学の研究者が

2 残念ながら、大学教員の多くが英語を苦手とし、英語による学生指導を敬遠している状況について、大友信秀「大学はまだ必要とされているか」金沢法学58巻1号（2015）85-88頁参照。また、そのような状況ができあがった我が国の英語教育の背景について、大友信秀「英語学習の呪縛から逃れる道はどこにあるのか？（1）-英語修得のための課題とその解決-」金沢法学62巻1号（2019）41-49頁参照。

3 国立大学の教員は言うまでもなく、私立大学の教員も（十分ではないとの主張があるとしても）国から多額の私学助成金を受け取っている。

研究遂行のためにどん欲に研究テーマを探し、また、研究計画の実現可能性を担保するための業績を確保（論文公表）することを避けられなくなったことである。それまでの研究者の一部には、いったん大学に就職した後は、ほとんど研究せずに（教授会への形式的出席と何年も内容の変わらない授業の義務を果たせば、解雇されたり降格されることはないため）、慣例に従い、一定の年齢に達すればほぼ自動的に教授昇進するという構造に安住する者がいたが、これが許されなくなったという点には一定の意味があった。

他方で、悪い面としては、競争的資金を確保するために、その多くを占める科研費⁴の審査を通過する可能性が高い（いわゆる学界受けの良い）研究計画を作成・申請するという流れが強まり、独創的な研究を進める動機付けが相対的に低下した（科研費改革でも、挑戦的研究分野への支援が示されているが⁵）ことが指摘できる。

そもそも、学者が研究する意味とはどこにあるのだろうか。上述のように、企業の研究者とは異なり、指示された特定の研究を行うのではなく、原則、自らが研究内容を決定して、これを遂行する。そのような自由が認められているのに、そのような活動を職務として認められて報酬を得ている。もし、国立大学法人化と連動した大学への補助金の削減が研究者の研究内容決定の自由を阻害して、特定の研究対象を必然的に選択せざるを得ない状況にしているのだとしたら、もはや、学者と研究者を区別するものはなくなっていることになる。

これに対しては、結果として、学者の研究関心（もしくは、資金獲得のための研究テーマ選択）が特定の方向に収斂しているとしても、学者の自由な

4 独立行政法人日本学術振興会を通じて助成される研究助成金である、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の略称。総額は、2692億円である（<https://www.jsps.go.jp/aboutus/index5.html>）。

5 たとえば、https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afildfile/2017/06/06/1362788_01.pdf（文科省HP）参照。

意思によるものと言える余地があれば、認めざるを得ないとの指摘があるかもしれない。

しかしながら、もし、多くの学者によって、同じような研究内容が選択されるのであれば、学者の数はそれほど多くを必要とせず、少数の相対的により優秀な学者を選別し人件費を節約した上で、その分、研究環境向上のための出費への配分を大きくするというような策が必要になると考えられる。そして、このような考え方を適切なものと捉えるのであれば、学者の数はより少数でかまわないということになる。限られた資源で最大の効率を上げようとする民間部門は、すでにこのような考え方を採用しており、したがって、いわゆる基礎研究と呼ばれるものではなく、製品化を求められる場面では、このような選択がなされるべきかもしれない。

これに対して、数学的発見やノーベル賞に選定されるような何年もの研究期間（研究の検証期間と応用研究への継承期間）が必要とされる基礎研究の場合、初めから資源を集中すべき方向が見えているわけではなく、また、その発見が偶然に基づいていたりする場合、上記のような選択を行うことはできない。学者が自由に研究対象を決めることを許されていないながら（したがって、多くの場合、研究による具体的成果が十分に認められない場合でも）、報酬を得ることを国家的に認められている理由は、特定の成果がより効率的に得られるからではない、ということがこれで明らかになる。

それでは、なぜ、学者にはこのような特権が与えられているのだろうか。それは、一定の基礎的専門知識を有する者がそれぞれ、他の学者とは違う研究を試みることで、そのうちの一人が通常の研究では得られない結果を得る可能性が生まれるからである。100人の学者のうち、99人が特別な成果を得られなかったとしても、1人が際立った成果を得られれば、基礎的専門知識を共有する学者によって構成される学問の世界は確実に発展していく⁶。学問

6 ただし、このことは、初めから、間違っていることがわかっていることを遂行することを肯定するわけではない。自然科学のように、結果が現れることで初めてそれが正し

とはそういうものだとすることを社会が理解しているということが、そこには当然のこととして予定されている。

逆に言えば、核弾頭の開発や大陸間弾道ミサイルの開発というような特定の研究開発しか認めないように、研究対象を特定・限定する国家では、本来的な意味での学者の存在は認められないことになる⁷。この点で注意すべきなのは、どのような条件でも、核弾頭や大陸間弾道ミサイルに関係する研究をする者が学者である可能性を排除されるわけではないということである。たまたま、自らが選択した研究対象が核弾頭や大陸間弾道ミサイルに関する分野であったために、より条件の良い研究環境を求めて、そのような国家での研究を選択すること自体は（倫理的に否定的評価を受けることはあっても）、学者であることを否定はしない。したがって、このようなことを禁止したいのであれば、法的レベルでの規制を用意しなければならない⁸。

かったことが判明するような領域においては、研究の開始段階で必ずしも多数派が支持する方法でなくとも、それを遂行することが認められるべきということを説明しているにすぎない。この点で、日本学術会議会員に推薦されたが、これを認められなかった宇野重規教授が東京新聞への寄稿（令和2年10月2日）で示した「仮に少数派の意見が間違っているとしても、批判がなければ多数派の意見は教条化し、硬直化してしまいます。」という見解（<https://www.tokyo-np.co.jp/article/59264>）とは全くその趣旨を異にする。間違った意見は、間違った意見でしかなく、仮にそれを知っていて、何らかの意図をもってそれを用いるものは、その悪性に対して明確に批判及び否定されるべきである。

7 我が国は、戦後の一時期、GHPの指令によって原子力研究を禁止された。また、遺伝子関連研究で倫理指針が定められているが、日本の場合、キリスト教の影響を受ける欧米とは異なり、個人の遺伝子情報が関係するという点に重きが置かれている（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）：<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/genome/0504sisin.html>）。

8 日本学術会議による、軍事的研究に従わない一連の表明（1950年、1967年、2017年）は、したがって、その構成員以外には何らの拘束力もなく、仮に、他者にその拘束力を及ぼそうとすることがあるとすれば、自らの傲慢さを示す行為として厳しく糾弾されるべきものと考えられる。

②教授（教育）

学者が存在しているのは、上述のように、これを認める社会が存在しているからであるし、社会がその存在を許すという基盤を維持するために、学問を発展させ続ける学者の集合体があるからである。

したがって、このような環境を維持するためにも、学者は、将来学者となって、引き続き学問を発展させる者や、学者の存在理由を理解し、このような環境維持のために国費を使用することを許容する国民の教育に積極的に関与することが必要になる。

学者によっては、研究活動以外の業務である教授については本来業務でないと考える者もいるようであるが、そのような考え方は、自己否定である。

また、学者によっては、教育方法が研究対象の者もあり、その場合には、教育の実践自体が研究活動になっている場合もある。

なお、義務教育等である初等・中等教育とは異なり、高等教育を担う学者による教授は、将来学者になって、自立して独自の研究を行う能力を涵養する必要があるため、何らかの事実が絶対的に正しいというような教授ではなく、すべての事実や考え方を正しいと仮定したり、もし間違っていたらと想定しながら、自ら答えにたどり着く能力の基礎となる考え方を教授するものでなければならない⁹。

したがって、学界の多数説にしたがって教授しようとする場合も、その説に、論理性がなければならず、論理的に説明できないのであれば、そのことも包み隠さず示すものでなければならない¹⁰。

9 ましてや、教員が一定の政治的見解を学生に押し付けるようなことがあれば、それは教師として無責任極まることである。Max Weber - studienausgabe : Wissenschaft Als Beruf, 1917 (マックス・ウェーバー『職業としての政治』) 参照。

10 法学の分野では、日本という国の憲法が大日本帝国憲法から日本国憲法に変わった際、主権者が天皇から国民に変わった（のに、国家や憲法としては連続性があるという）ことを説明するために、「八月革命説」という考え方が宮沢俊義東大教授（当時）によって提唱された。しかし、日本ではいわゆる革命というものとは発生しておらず、革命的

③研究・教育に付随する事務作業

研究に付随する業務として、科研費等の競争的資金獲得のための申請書作成¹¹や、教育に付随する業務として、授業資料の準備¹²、また、学生の出欠管理・連絡¹³等が学者の業務として存在する。

学者は必ずしも事務処理に長けているわけではないため、これらの業務を学者が直接行う場合には、保有している時間のかなりの部分をこれに消費することになり、研究や教育に利用できる時間が削がれることになる¹⁴。

という意味で革命という言葉を使用することは、論理的説明に全く寄与していない。これに対して、日本国憲法がGHQによって強制されたものであり、これは日本国の主権者（すなわち、天皇）の意思と関係ない（少なくとも占領期の一時的なもの）と捉えれば、その存在を無理なく説明できる。もちろん、そう考えた場合、GHQの占領が実質的に解除され、憲法及び主権者を元に戻せるようになったのはいつだったのか、その時期はまだ来ていないのか、はたまた、すでに国民が洗脳され、そのような状態はもはや来ないのか、ということも議論しなければならなくなるが（このような論理的な議論は、憲法の前提としての国民国家の存在を無視した非論理的憲法擁護を主張する、いわゆる護憲派にとっては非常に都合が悪いものであることが想像できる。）。

11 競争的資金獲得のための申請書作成には多くの時間を必要とする。自身の専門領域で必要とされる知識とは異なる種類の知識も必要とされるため、申請書作成に特化した書籍も数多く出版されている。「科研費」のキーワードで検索すれば、児島将康『科研費申請書の赤ペン添削ハンドブック（第2版）』（羊土社、2019）、児島将康『科研費獲得の方法とコツ（改訂第6版）～事例とポイントでわかる申請書の書き方と応募戦略』（羊土社、2018）、群健二郎『科研費採択される3要素（第2版）』（医学書院、2017）、塩満典子『科研費採択に向けた効果的アプローチ』（学文社、2016）等の申請方法に関する書籍が数多く表示される。

さらに、ノーベル賞を受賞した小柴昌俊教授による宇宙ニュートリノの検出に必要なカミオカンデの建設資金獲得や山中伸弥教授によるiPS細胞研究のための資金獲得には、組織的に莫大な時間が使われており、大型研究を成功させるためには、研究以上に、これに付随する活動を管理する能力も求められる。

12 現下のパンデミックでは、さらに、オンラインによる授業対応にも多くの時間が使われている。

13 筆者が所属している大学では、学生の出欠状況を把握し、欠席が多い学生への連絡等を行う業務は教員が担当している。

14 大学には、このような問題を解決するため、授業等の学生対応負担を免除し、研究に

④その他（専門知識の社会への提供＝いわゆる有識者としての活動）

上記の業務に加え、学者には、専門的知見を社会に還元することが求められる。国や地方自治体の審議会や専門委員会に参加することや、依頼論文やマスコミからの専門家意見の提示依頼に対応することも、学者としての活動に含まれる。

3. 政策提言は学者の業務か

(1) 政策提言と日本学術会議の関係

日本学術会議は、学者によって構成されるが、研究機関ではなく、科学振興や我が国における科学成果の活用について専門家として意見を求められたり、政策提言することをその職務としている（以下の、日本学術会議の活動内容参照。）。

そして、後述のように、日本学術会議の組織構成員は、連携会員を入れても学者の総数の0.25%に過ぎず、会員のみでは、0.024%である。

そもそも、研究機関でなく、会員になることで、初めて研究環境を与えられるというような条件があるわけでもないことからすると、学術会議問題で任命されなかった者の一部や野党の一部が主張しているような、「学問の自由」とは直接関係しない¹⁵。

(2) 日本学術会議とは何か

①設置目的

日本学術会議の設置を定める日本学術会議法は、第2条で、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、

集中させる「リサーチ・プロフェッサー」という制度もある。

15 したがって、一般人がなんとなく「学問」と「自由」という言葉の組み合わせから思い浮かべるイメージを超えて、これを憲法23条の「学問の自由」の問題とする主張を法学者が専門家の立場として行うことはない。

行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」と日本学術会議の設立目的を定めている。

②構成

日本学術会議は、210人の会員によって構成される（日本学術会議法7条1項）。そして、現会員及び現連携会員の推薦を受けた者が（日本学術会議法17条、日本学術会議会則8条1項）、日本学術会議内の委員会、幹事会を経て、会長から内閣総理大臣に推薦され、内閣総理大臣が任命することで、正式に会員となる。

なお、日本学術会議の業務を行う者として、210人の会員以外に、約2000人の連携会員がいる。

③活動内容

日本学術会議法は、第3条で、科学に関する重要事項の審議・その実現（1号）、科学研究の連携向上（2号）を職務として定め、第4条では、科学振興に関する事項や専門家の検討を要する重要施策について政府からの諮問を受けることを定め、第5条では、科学振興及び技術の発達に関する方策（1号）、科学に関する研究成果の活用に関する方策（2号）、科学研究者の養成に関する方策（3号）、科学を行政に反映させる方策（4号）、科学を産業及び国民生活に浸透させる方策（5号）、その他日本学術会議の目的遂行に適当な事項（6号）に関して政府に勧告できると定める。

(3) 日本学術会議と学者の関係

①直接的関係はあるのか

現会員（210人¹⁶）もしくは現連携会員（約2000人¹⁷）からの推薦がなければ

16 日本学術会議法第7条により定められている。

17 日本学術会議HP(<http://www.scej.go.jp/ja/member/iinkai/senko/25senkou.html>) 参照。

日本学術会議の会員になることはできない。

したがって、日本学術会議という組織と直接的関係を有しているのは、会員と連携会員ということになり、その数は合わせて約2200人であり、87万人とも言われる学者の総数¹⁸からすれば、わずか0.25%に過ぎず、学者を代表しているとは言えない。

日本学術会議法は、たしかに、その前文で「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」としたり、第2条で、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に反映浸透させることを目的とする。」と定めている。

しかし、学者の内外に対する代表機関として活動することを目的としているのに、その構成にごく一部の者しか関わらない状態は、学者の代表と称するに値するとは言えない¹⁹。

②間接的關係はあるのか

日本学術会議と公式に緊密な協力関係を持つものとして、日本学術会議協

18 日本学術会議HPでは、「日本学術会議は、我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約87万人の科学者を内外に代表する機関であり、210人の会員と約2000人の連携会員によって職務が担われています。」と説明されている (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/index.html>)。

19 このように、日本学術会議が学者を代表しているわけではないという点については、日本学術会議自身が、第25期幹事会后に配布した記者会見資料（令和2年11月12日）中の「日本学術会議の役割：学協会との関係などについて」の問1「なぜ、日本学術会議は87万人の科学者を代表する、と言えるのですか？」で、「科学者コミュニティの多様なあり方がなるべく反映されるよう苦心を重ねているところです。」と答えるにとどまり、自らその根拠を示すことができないことを露呈している (<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siry0302-2-kaikenshiryo.pdf>)。

力学術研究団体がある（日本学術会議会則36条）。しかし、これらの団体は、法的に会員を推薦する権限を有するわけではなく、日本学術会議という組織と直接関係するわけではない。

日本学術会議の会員もしくは連携会員でない学者は、日本学術会議協力学術研究団体となっている学会に所属していても、組織としての日本学術会議とは何の関係もないことになる。

（4）学者の集団である日本学術会議の政策提言能力

①専門領域について

それぞれの専門領域に関して、具体的に意見を求められれば、これに応えることは可能である。しかし、問題ごとにより適した専門家が存在し得るため、全学問分野で2000人に過ぎない専門家では、十分に機能しない。専門家から何人かを選抜して、その者らが政策提言するという方法ではなく、必要に応じてすべての専門家に接触できるシステムの構築が専門家による専門的意見に基づく政策提言という目的には資すると考えられる。

②自らの経験を有している領域について

研究環境に関する問題等、研究そのものではなく、それを遂行する周辺環境に関する提言については、自ら経験している学者による政策提言は可能であり、また、必要でもある。

しかしながら、研究環境の問題は、多くの資金を必要とするかそうでないかというような点で、研究分野によっても異なるし、世代の違いによっても、大きく異なる。このような観点を正確に反映させるためには、やはり、限られた数の専門家による現在のシステムは機能しない可能性が高い。

③一般的事柄（自分の専門と直接関係ない、もしくは、自分の専門だけでは把握困難な領域）について

このような問題については、専門家は、政策提言という形では関わるべきでないだろう。専門家ならではの視点が、新しい切り口を提供することはあり得るが、そのような関わりは、政策提言を行う者への情報提供者として行うべきことである。

4. 学術会議問題の構造

(1) 法的観点

①日本学術会議法との関係

日本学術会議法は、日本学術会議が会員候補を推薦し（17条）、これを内閣総理大臣が任命すると定める（7条2項）。

このように、日本学術会議法の規定によれば、日本学術会議が会員候補を推薦するとなっているが、最終的に内閣総理大臣の任命がなければ会員になることはできない。

日本学術会議は、日本学術会議法2条2項で、内閣総理大臣の所轄と規定され、同条3項で、その経費は国庫で負担するとも規定されている。このように、日本学術会議は国家機関であるため、最終的に国民による管理が必要とされることから、内閣総理大臣が最終的に任命という行為で関わることで、このことを担保していると考えられる。

野党の一部は、同法に規定されている任命行為は、憲法6条が定める天皇の任命行為と同じで裁量の余地はないとするが、この説明は法的に誤ったものであるため、少なくとも法学者や弁護士のような法律家がこのような説明をすることは許されない。

ただし、日本学術会議法における内閣総理大臣の任命を形式的なものと解釈すべきとする意見にも、別の理由はある。昭和58年に、第100回国会の文教委員会で、丹羽兵助国務大臣が、改正によって採用される推薦制について、学術会議からの推薦は拒否しない、形だけの任命制であるとの答弁を行っているからである。さらに、平成16年に、推薦方法を、学会ごとに行っていた

方法から、現在の推薦方法に変更する際に、当時学術会議を所管していた総務省が内閣法制局向けに作成した説明資料の中で、「学術会議から推薦された会員の候補者につき、内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていない」と記載されていたことが判明している²⁰。このようなこれまでの政府の解釈基準を絶対的なものとすれば、確かに、今回の学術会議問題は、これに反しているため、許されないものになる。

しかしながら、国庫で賄われながら、内閣総理大臣ですら構成員の選択に関与できないとすれば、国の制度の中で誰が管理し、誰がその運営に責任を持つことになるのだろうか。

②憲法との関係

1) 三権分立との関係

憲法で定められた独立委員会である会計検査院（憲法90条2項）を除けば、各種独立行政委員会と呼ばれるものも、構成員の任命権が内閣に属していることをその条件としている。仮に日本学術会議法というものにより、内閣の行政権がまったく及ばない行政機関が設置でき（また、そのことを国会が強制でき）るとすれば、それこそ、憲法が定めた三権分立を害し、憲法違反であるということになる。

したがって、上述のような、政府の解釈基準を理由に、内閣総理大臣による任命を完全に形式的なものとすべきとする主張は採用できない。なお、政府が解釈基準として、任命を形式的と捉えること自体は、それが適当でないとも国民が考えれば選挙によって、政府を変えることができることから、必ずしも違法とは言えない。野党の一部が主張するように、任命を形式的に捉えなければならないということが法的に決められており、そのことを国会が強制できるとするのであれば、それこそが「明確な違法行為」ということになる。

20 同資料は、今回の学術会議問題を受け、野党側の国会議員が入手したとされる。NHK ニュースサイト（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201027/k10012683421000.html>）参照。

2) 学問の自由（憲法23条）との関係

日本国憲法23条は、学問の自由を保障しており、学術会議問題に対して、これを侵害するものだと主張も、任命を拒否された者の一部及び野党の一部等からなされた。

学問の自由が侵害されたかどうかを判断するためには、まず、学問の自由とは何か、ということを理解しておく必要がある。学問の自由は、人権の一つであるが、イギリスやフランス、アメリカにおける人権規定には、学問の自由を独立して定めたものはない。これらの国では、市民革命によって認められた市民としての自由である思想や表現の自由を保障する結果、当然保障されると考えられてきたからである。

独立して規定されているか、そうでないかに関わらず、市民革命を経て、平等な自立した人格として認められた人によって構成される社会を成立させるために不可欠な基本的権利として、学問の自由も保障されているということになる。

したがって、学問の自由が侵害されたと言えるためには、自立した人格として行動するために必要な成長を阻害する（もしくは、阻害するおそれが著しく高い）レベルでの学問もしくは学者への介入があったと言えなければならない。

しかしながら、日本学術会議は研究機関ではないため、その構成員になれないことが、直接学問の自由を阻害することにはならない。また、構成員になれなかったことによって研究環境が奪われ、研究ができなくなるわけでもない²¹。

21 実際、今回任命されなかった6人のうちの1人である宇野重規教授も、東京新聞への寄稿文（令和2年10月2日）において、「一方、この推薦にもかかわらず、内閣によって会員に任命されなかったことについては、特に申し上げることはありません。私としては、これまでと同様、自らの学問的信念に基づいて研究活動を続けていくつもりです。政治学者として、日々の政治の推移について、学問的立場から発言していくことに変わりはありません。」と述べられている（<https://www.tokyo-n.co.jp/article/59264>）。

影響があるとすれば、今後は、日本学術会議の会員になりたいと考える学者は、政府の方針に反する行動をとらないようになる可能性があるということである。しかし、日本学術会議の会員になりたいと考えない学者にとっては、まったく問題にならないし、なりたいと考えるのであれば、表向きは従っているように振舞えば良いだけであり、内心まで強制的に変えられるわけではない²²。

(2) 道義的観点ないしは実際の観点

①学者（専門家）の集団であるという観点

そもそも、日本学術会議は、学者という専門家手段であることに存在価値があるのであるから、政策提言として外部に示すものについても、専門家としての見識を示すものでなければならず、たとえば、政治的意見のような、専門性とは関係しないものを示すことは自己否定になる。

学術会議問題についても、したがって、任命されなかった者の専門性のみを問題とすべきであり、これと関係ない点について、政府の対応理由を詮索することは必要なかった。ただし、内心に留まらず、政治的思想を活動として外部化している者がいるとすれば、そのような者は、学者としての本務である研究活動を疎かにしている可能性があり、また、専門家としての中立性を有さない可能性があるため、専門性という観点から、任命しないと理由づけることは極めて合理的であると考えられる。

22 ただし、政府の考え方に従ってしまうと、今度は、政府の考え方に反対する者が多い日本学術会議の会員らから推薦を受けられない可能性がある。今後は、このような板挟みで苦しむ者が出現するのであろうか。いずれにしても、政府の影響と日本学術会議の影響が同じため、政府に対して学問の自由を侵害すると言うのであれば、同様に、日本学術会議は学問の自由を侵害すると言われることになってしまう。

②政策提言の専門家ではない集団であるという観点

日本学術会議は学者によって構成されており、したがって、その提言は、学者の有する専門的知識を活用したものに限られる。そのため、多くの専門領域全体を取りまとめたバランスの良い提言になることを期待すべきではないし、現在の国民が選択するには相応しくない政策提言（たとえば、理想的ではあるが、費用等から現実的でない提言等）も覚悟しなければならない。

学術会議問題が直接示した課題ではないが、これにより注目を浴びたタイミングで、このような問題を放置せず、解決できるよう、日本学術会議の存在意義自体を議論することは、必要である²³。

(未完)

23 令和2年12月9日、自由民主党政務調査会内閣第二部会政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討PTが、「日本学術会議の改革に向けた提言」を公表した (https://jimn.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200957_1.pdf)。

ここでは、期待される役割を「わが国の学術の総合力を発揮した俯瞰的・学際的な見解を示す…」としているが、学者に求めるべき役割は専門的知見の提言であるため、自身の専門分野の知見を超えて、総合的、俯瞰的、学際的に見解を示すためには、専門家集団とは異なる能力を保有する者にその職を任せる必要がある。この点で、日本学術会議の現状に問題があるとする自民党自身も、頓珍漢（見当違い）であると言える。

また、令和2年12月16日には、日本学術会議会長が「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（中間報告）」（日本学術会議幹事会作成。<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf25/siryos305-tyukanhoukoku.pdf>）を内閣府特命担当大臣（科学技術政策）に手渡した。

ここでは、各国のアカデミーの設置形態の共通点として、「公的資格の付与」、「国家財政支出」を挙げているが、これは結果論であり、それに相応しい能力や活動があって初めて認められるものであり、諸外国のアカデミーも自らそのような地位を勝ち取ってきた。したがって、そもそもそのような能力がない、もしくは十分に能力を示してこなかったことが問題視されているのに、このような点を共通点として挙げている時点で、日本学術会議には、問題の本質が見えていないことが明らかである。

さらに、今後行うべき具体的強化策として、「科学的助言の課題設定に関わる調整機能や調査機能を備えた企画部・総合企画調査室（仮称）などの設置」を挙げたり、「科学的助言が政策等に反映されるための仕組みも改革します。」としている。

日本学術会議の強みは、科学分野の専門家であるところにあるとすれば、調整機能や政策に反映させるためのロビーイング的活動能力については、そのような能力に長けた他の専門家に任せるべきである。このように、学術会議は、自身の強みをまったく理解していないことを露呈しており、注目されている今こそ自身の存在価値を示す絶好の機会であるのに、これを活かさないアンポンタン（間が抜けている）であると言える。